

【支援金概要】

新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動停滞の影響が大きい中、感染症対策のために様々な準備をしていただいた事業者の皆様に、準備に要した費用の一部を応援金として支給する。

【対象者】

士別市内で事業を営んでいる方で指定の期間（令和2年3月から令和3年1月まで）に新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる用品等の購入のために5万円以上の費用を支出された方。

【応援金額】

5万円以上の感染対策に費用を要した際

支出した経費の1/2（上限30万円） ※100円未満切り捨て

※複数事業を営んでいる事業者であっても、主たる事業である一事業でのみの申請となります。

※国や北海道、士別市が行う感染拡大防止に伴う備品や消耗品等購入にかかる同種の制度による補助金等を受け取っている場合は、重複して申請出来ません。

※また次の業種は、同種の制度があることから対象外となります。

- ・ **医療、介護、障害福祉サービス**
（制度名）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等
- ・ **保育園、幼稚園**
（制度名）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止事業等
- ・ **農業**
（制度名）経営継続補助金等
- ・ **公共交通**
（制度名）士別市事業継続応援金事業等

【対象経費】

- ・ 消耗品費（マスク、アルコール消毒液等）
- ・ 備品費（体温計、フェイスシールド等）
- ・ 換気設備導入費（設備代金、設備設置費用等）

- ・ 消耗品費及び備品費については、令和2年3月1日から令和3年1月31日までに購入したもの。
- ・ 換気設備費については、令和2年3月1日から令和3年1月31日までに購入、契約等を行い、3月31日までに設置が完了するもの。

※指定期間までに契約等を行っている場合は、設置が終了していない場合も対象となります。

【申請期間】

申請期間：令和2年11月13日から令和3年2月26日

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し郵送。

《郵送先》

〒095-8686

北海道士別市東6条4丁目1

士別市経済部商工労働観光課

※申請書類については市HPよりダウンロードし利用願います。また、印刷したものについては市経済部商工労働観光課に設置しております。また取りに来るのが難しい場合など別途対応いたしますので士別市経済部商工労働観光課までご連絡ください。

【申請書類】

(1) 必要書類は以下のとおりです。

- ①コロナ感染対策応援金申請書
- ②誓約書
- ③支出証拠書類
- ④営業の実態が確認できるもの（確定申告書等）
- ⑤業種・業態が確認できるもの
- ⑥通帳の写し
- ⑦代表者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳等）の写し

※上記以外にも、申請後、必要に応じ追加の書類提出をお願いすることがございます。

※送付前に各項目にチェックがついたことを確認のうえ、郵送にて提出願います。

(2) 申請書類詳細について

①事業継続応援金申請書
市所定様式

②誓約書
市所定様式

③支出証拠書類（一例）

- ・物品の請求書とその支出が確認できるもの
- ・物品の領収書
- ・設備導入にかかる契約書

※申請書提出以降、設備を導入する場合は、別途設置後の証拠書類（写真や領収書等の提出をお願いします）

のそれぞれの原本または写しを提出願います。

※法人については、法人名が記載されているものなど法人での支出が確認できるものが対象です。

※販売目的での購入や家庭消費分は含まれません。

士別市が実施した事業継続応援金の支給を受けている事業所については、④～⑦のうち、⑥の通帳の写し以外は省略可能です。

④営業の実態が確認できるもの

直近の確定申告書の本人控えの写し

法人の場合は別表1

個人事業主の場合は第1表（個人番号を塗りつぶしたもの）

※個人事業主において確定申告義務がない方については、直近分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出ください。

設立後間もないため、決算期や申告時期を迎えていなく、

上記の書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類を提出して下さい。

法人設立届 出書の本人控えの写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の本人控えの写し

⑤業種・業態が確認できるもの

- ・事業に関する宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写しまたは、施設の外観（社名や店舗名がわかるもの）及び店舗内が分かる写真

⑥通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページの写し（通帳の1ページ目を開いた部分等）

※必ず申請者名義の口座で申請ください。

⑦本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳等）の写し

【支給の決定】

- (1)申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは応援金を支給します。**応援金は申請書確認後、順次支給する予定です。**
 - (2)申請書類の審査の結果、本応援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。
 - (3)審査の結果、本応援金を支給しない旨を決定したときは、後日、不支給に関して通知します。
- ※申請書類を確認する中で、不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただきます。

【その他】

- (1) 本応援金の支給決定後、事業者に申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本市応援金の支給決定を取り消します。この場合、事業者に応援金の返還を求めるとともに、事業者の名称や代表者氏名を公表することがあります。
- (2) 事業者が下記に該当する場合は、応援金の支給対象ではありません。
 - ①事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に自主的に関与していると認められる。
 - ③役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
 - ④事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している認められる。
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- (3) 申請書類に記載された情報を、公的機関（税務当局、警察、保健所等）に提供する場合があります。

《問合せ先》

〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1

士別市経済部商工労働観光課

TEL：0165-26-7137

FAX：0165-22-2478

受付時間 月～金 8：30～17：15



対象経費（例）

消耗品費

マスク・消毒液・石けん・洗剤・漂白剤・ビニールシート・使い捨て手袋等

備品費

フェイスシールド・ゴーグル・アクリル板・防護スクリーン・サーモカメラ
体温計・消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）等

換気設備導入費

換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入費、設置費・窓等設置工事等

対象外経費

家庭消費にかかるもの・販売用として仕入れたもの・清掃等外注にかかる費用
物品等リースにかかる費用

その他記載のない等、不明な点がある場合は、士別市経済部商工労働観光課
(0165-26-7137) までご確認ください。